愛知支部事業部会規定

(目 的)

第1条 この規定は、支部規約第15条に定める事業部会に入会する際の入会金、年会費及び特別会費等について定め、支部運営に必要な活動費を捻出することを目的とする。

(事業部会長)

第2条 この部会の部会長は第5条第3項の事業部会から選任する。

(会費の種類)

第3条 事業部会の会費の種類は次の6種類とする。

- 1 入会金
- 2 年会費
- 3 特別会費
 - イ. 顧問契約会費
 - 口. 教育研修会費
 - ハ. 委託事業会費
 - 二. 一般診断会費

(会 費)

第4条 前条の会費は次の通りとする。

- 1 入会金 10,000円
- 2 年会費 正会員 10,000円 共有会員 15,000円
- 3 顧問契約会費

事業部会の斡旋によるコンサルタント業務を行った場合の特別会費は次の通りである。(金額は百桁を四捨五入して千円単位とする。)

- ア 3か月未満スポット契約業務は1件あたりの報酬額(消費税を除く。)の10%
- イ 3カ月以上長期契約業務は1件あたり3か月報酬額(消費税を除く。)の10% ここでいう長期契約とは3か月を超えて継続する契約である。
- ウ 愛知労働局説明会以降に契約した安全管理及び衛生管理特別指導事業場の顧問契約業務 顧問契約標準報酬額は下記の通りとする。

従業員数	月 額
100人未満	80,000円
300人未満	100,000円
500人未満	120,000円
500人以上	当事者間により定めるものとする

4 教育研修会費

事業部会の斡旋による教育研修業務を行った場合の特別会費は次の通りである。(金額は百桁を四捨五入して千円単位とする。)

- ア スポット教育研修業務は1件あたりの報酬額(消費税を除く。)の10%
- イ 継続的教育研修業務は、1件あたりの3か月の報酬額(消費税を除く。)の10%
- ウ 契約時に年間を通して3か月以上間隔があく継続教育研修業務は、その都度報酬額(消費税を除く。)の10%
- 5 本部経由の委託事業に対する会費

本部の直接または間接的な斡旋による委託事業に関し、事業部会員がこれを行い、本部から支払われた報酬額には、特別会費を課さないこととする。

6 一般診断会費

事業部会の斡旋により行った安全診断又は衛生診断で得た報酬額(消費税を除く。)の10% 上記のスポット契約に準じる。長期にわたる診断は上記の長期契約に準じる。

- 7 事業部会主催の勉強会への参加費用
 - ア 当部会の会員が当部会主催の勉強会に参加する際には、参加費用は不要とする。
 - イ 部外者が当部会主催の勉強会に参加する際には、3,000円を徴収する。

(会費の納入)

第5条 前条の会費は、請求のあった日、又は支払いが行われた日から1月以内に事業部会に対し、 会費の種別ごとに納入するとともに、事業部会長及び事業部会計担当に連絡しなければならない。

(会費の使途)

- 第6条 第3条の1の入会金、2の年会費は事業部会の運営費、研修会経費、役員の事務経費とし、 3の特別会費は支部の運営費に充てる。
 - 1 研修会経費

支部総会及びブロック会議時の研修会を除き、研修会を支部と事業部会との合同研修会とし、それに関わる会場費と講師謝金を事業部会で負担する。

2 役員の事務経費

事業部会長及び会計担当者は、年間以下の経費を上限として請求することが出来る。

事業部会長:10万円 会計担当者:6万円

(部会員の特典)

第7条 事業部会に入会した者は事業部会の斡旋業務を優先的に受託出来るとともに、支部が主催する研修会の受講料は非部会員より減額される等特典を有する。

(その他)

第8条 この規定に拠らない案件は支部との協議に拠る。

(罰則の適用)

- 第9条 会費の納入に関して不正が判明した場合は、事業部会長及び支部長が本人から事情を聴取 し、その結果を基に事業部会と協議の上、下記の処分を下すものとする。
 - (1) 事業部会の会員停止 3か月
 - (2) 事業部会の会員停止 1年
 - (3) 事業部会からの除名
 - 1 ここでいう会員停止とは、事業部会による紹介業務、委託業務に参加出来ないことをいう。
 - 2 前項の規定にかかわらず事業部会会費を2年以上滞納した場合は除名とする。

附則

1 この規定は、平成30年7月7日より施行する。

第1回改正 平成31年2月27日 第4条の7を追加し、3、4、5、6を修正する。

第2回改正 令和5年6月10日 第6条の1と2を追加した。